

「Web 防御サービス」

サービス基本仕様書

本仕様書はバラクーダネットワークスジャパン株式会社が提供する「Barracuda Web Application Firewall」(以下「WAF」という。)について別紙 2 に定める規約(以下「WAF 使用許諾契約書」という。)、別紙 3 に定める取引基本条件書(以下「取引基本条件書」という。)、及び株式会社オージス総研(以下「当社」という。)のサービス利用規約(以下「当社規約」という。)に基づき提供されるサービスである「**Web アプリケーション防御サービス**」(以下「**本サービス**」という。)についての内容・レベル・範囲・条件等を定めるものとする。

なお、WAF 使用許諾契約書、取引基本条件書、当社規約を合わせて、以下「規約」という。

サービス概要

1. 本サービスは WAF を用いて、当社との間で本サービスを利用する契約が成立した法人又は団体(以下、「契約者」という。)のクラウド上に構築したシステムに対する Web アプリケーション・防御機能を提供するサービスである。

適用関係等

2.
 - (1) 契約者は、規約と本仕様書の条件に従って当サービスを使用する。
 - (2) 「WAF 使用許諾契約書」及び「取引基本条件書」は予告なく変更されることがあり、当社からはその通告を行わない。
 - (3) 本仕様書の変更に当たっては、当社は当社規約第 8 条に基づいて実施する。
 - (4) 当社規約により提供されるサービスの内容・レベル・範囲・条件と「WAF 使用許諾契約書」及び「取引基本条件書」により提供されるサービスの内容・レベル・範囲・条件とが矛盾抵触する場合は「WAF 使用許諾契約書」及び「取引基本条件書」のサービスの内容・レベル・範囲・条件が優先される。
 - (5) 「WAF 使用許諾契約書」及び「取引基本条件書」と本仕様書の内容が矛盾抵触する場合は本仕様書の内容が優先される。
 - (6) 個別契約事項があり、本仕様書と内容が矛盾抵触する場合は個別契約事項が優先される。
 - (7) 当社は、WAF が原因で契約者に生じた損害の賠償義務を負わない。
 - (8) 本サービスに使用されているシステムのバージョンアップ及びプログラム修正、ならびに契約者が使用中の本ソフトウェアに対するバージョンアップ版及び修正プログラムの配信が、契約者に対する事前通知なく、自動的に行われる可能性があることにつき同意したものとする。
 - (9) 本サービスのもとで、理由の如何を問わず、契約者もしくはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害の生じる直前の 12 ヶ月間に対価として実際に当社へ支払った金額の 100%を上限とする。
 - (10) 本サービスの契約に関連して契約者が秘密である旨を明示して開示した情報につき、契約者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとし、かつ、本サービス契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとする。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではないが、その場合には相手当事者に対してすみやかに事前の通知を行うものとする。
 - (11) 本サービス契約時に入手した契約者の個人情報バラクーダネットワークスジャパン社及びそれらの委託先等へ、以下の通り取り扱うことに同意したものとする。

- i. 委託先がサポートサービスの提供に使用する可能性があること
- ii. 委託先が閲覧することが可能であること
- iii. 問い合わせや苦情への対応、または法的措置を取ることを目的に利用すること

基本サービス

本サービスの基本サービスは、以下の通りとする。

問い合わせ窓口などの詳細は別紙 1 を参照とする。

3. (1) 初期構築
 - エージェント導入(対象サーバにエージェントプログラムをインストール)
 - Web アプリケーション防御ルール設定
 - レポート送信などの運用設定
- (2) 運用監視
 - 定常運用
 - Web アプリケーション防御ルールの推奨設定を検索し、更新ルールがあれば自動もしくは手動で随時更新する。
 - Web アプリケーション防御レポートを提供する。(週次 or 月次)
 - 障害監視(24H365D)
 - WAF で発生する障害を監視する。
 - WAF 上のログの保存期間は 13 週となっており、それ以上の保存が必要な場合は、別途、ログ管理製品等を提案する。
 - 障害一次対応(24H365D)
 - 監視アラートを弊社オペレータで受信し一次対応を行う。弊社対応で問題が解決出来ない場合は、お客さまへご連絡し、解決方法を双方で協議する事とする。お客さまへの連絡は、メールもしくは電話(電話の場合は営業日)とする。
 - 問合せ代行
 - お客さまからの問合せをバラクーダネットワークスジャパン社へ代行する。
 - Web アプリケーション防御ルール追加/変更代行作業
 - お客さまからの依頼に基づき、Web アプリケーション防御ルールを追加/変更する。

その他条件

本サービスのその他の条件を以下の通りとする。

項目	内容
最低利用期間	12ヶ月
4. 利用期間算定単位	毎月1日～月末まで。 変更前後の契約条件の該当期間について計算し、合算する。
支払い方法	当社は、毎月末締め、翌月10営業日以内に請求書を発行する。契約者は請求書到着後、請求書到着月末までに当社指定の銀行口座へ振り込むこととする。
利用期間の延長手続き	利用契約は、原則自動延長とし、内容変更の連絡がない場合は、引き続き同内容で契約を延長する。
利用契約の解約手続き	利用契約の解約手続きの期限は解約希望日の10営業日前までとし、その期限までに連絡があれば、該当日でサービスを終了する。サービス停止のための費用は発生しない。
環境構築	申し込み完了の連絡から1ヶ月以内で構築する。
契約内容変更	申し込み完了の連絡から1ヶ月以内で契約内容を変更する。対応内容により、サービスの停止や別途の費用が発生する可能性がある。
契約内容確認	契約内容が遵守されていることを確認するため、監査を実施することがある。その結果、契約内容と異なっていた場合は契約内容の変更やサービス提供の停止などの措置を講じることがある。

5. セキュリティ対策

本サービスは、バラクーダネットワークスジャパン株式会社のWAFを利用したサービスのため、WAFのセキュリティ対策に従うものとする。WAF側の不備により生じた直接あるいは間接の損害についてはいかなる責任も負わない。

6.

禁止行為

契約者の故意・過失を問わず以下の行為が確認された場合、当社の判断で契約者・運用連絡責任者への通知なく該当のサービス停止処置を行うことがある。

- i. 当社規約の第11条に該当する場合
- ii. 「WAF使用許諾契約書」に違反する場合

利用料金

(1) 料金

別途当社が提示する見積書で定めた料金とする。

7. (2) 料金の変更
- WAF の料金変更等の要因により当社が料金を変更する場合、変更が適用される 1 ヶ月前までに、契約者が指定したメールアドレス宛に通知する。

サービスレベル

WAF の構築設定シートに従うものとする。

8.

<変更履歴>

別紙 1

1 サポートサービス仕様

各サービスにお申込みいただくと、サポートサービス（お問い合わせ）をご利用いただけるようになります。原則として、運用責任者連絡先に登録いただいた方からのお問い合わせのみ受け付けます。運用ご担当者が変更になった場合は運用責任者連絡先一覧更新をお願いいたします。

(1) 連絡先・サービス時間

サービスによってご利用いただけるサポートサービスが異なります。詳細はサービス仕様書を参照してください。

サポートサービス	方法	連絡先	受付時間	対応時間
障害時対応	電話	06-4393-2622	24 時間 365 日	
使用上の問合せ	メール	To : cloud_support@ogis-ri.co.jp	24 時間 365 日	営業日 (※) 09:00-18:00
運用責任者連絡先一覧更新	メール	To : cloud_support@ogis-ri.co.jp Cc : Support@iNETVASS.com	24 時間 365 日	営業日 (※) 09:00-18:00
作業依頼	メール	To : Support@iNETVASS.com Cc : cloud_support@ogis-ri.co.jp	24 時間 365 日	作業内容に基づき対応
料金に関する質問	メール	To : cloud_billing@ogis-ri.co.jp	24 時間 365 日	営業日 (※) 09:00-18:00

※営業日は次の通りです。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、年末年始（12 月 30 日から 1 月 4 日まで）および 5 月 1 日を除く日。

※複数サービスをご利用いただいている場合は運用責任者連絡先一覧を共通管理いたします。（サービス毎に運用連絡責任者を定義したい場合は別途ご相談ください。）

<変更履歴>

2015年4月1日

2017年2月1日

2017年10月16日

2017年11月1日

別紙 2

本サービスでは以下の「Barracuda ソフトウェア使用許諾契約」を適用する。

https://www.barracuda.com/company/legal/software_license_agreement

取引基本条件書

本条件書は買主(以下、「甲」という)と売主株式会社オーグス総研(以下、「乙」という)との間で、乙から甲に対する、乙の取扱い機器・プログラム等(これと一体の附帯サービスを含む、以下、「商品」という)の継続的供給に関し、以下の条項に従うものとします。

[取引基本条項]

第1条 (基本契約性)

- 1.本契約は、本契約に基づく甲乙間の個別の商品取引全てに共通して適用されるものとします。
- 2.本契約と個別契約の内容に矛盾があるときは、個別契約の定めを優先するものとします。

第2条 (契約の性質)

甲乙間の個別の商品取引に関する契約(以下、「個別契約」という)は、個別契約において「買取り」が明示されているときは売買契約、それ以外のときはリース会社とのリース契約の締結を目的とする商品提供契約(以下、「商品提供契約」という)とみなすものとします。

第3条 (契約の成立)

- 1.個別契約が商品提供契約とみなされる場合、これに対し乙が別段の意思表示をすることなく甲に向け商品を出荷したときは、以降甲は、リース会社とリース契約を締結する義務を負うものとします。
- 2.甲は、前項の出荷を受け甲に納入された商品について、乙とリース会社間の売買契約および甲とリース会社間のリース契約が成立するまでの間、あるいは第4項に基づき甲乙間の商品売買契約が成立するまでの間、その管理・保管に関し乙およびリース会社に対し、善良なる管理者の注意義務を負担するものとします。甲はこの間乙の許可なく商品を使用、収益することはできず、また譲渡、質入れ、転貸等を行うことは一切できないものとします。
- 3.リース契約の締結を目的とする商品の納入がなされたときから1ヶ月以内に、当該商品の全部または一部について乙とリース会社間で、甲へのリースを目的とした商品売買契約が有効に成立しないときは、乙は甲に対し、乙の選択により商品の全部または一部の買取りまたは返還を請求することができるものとします。
- 4.前項の場合、乙が甲に対し商品の買取りを請求したときは、当該請求時に甲乙間の商品売買契約が成立するものとします。
- 5.第3項の場合、乙が甲に対し商品の返還を請求したときは、甲は自己の費用で商品を乙に返還することを要するものとします。また乙は、自ら商品の回収を行ったうえ、甲に回収費用を請求することもできるものとします。

第4条 (納入)

- 1.商品は、個別契約に従い所定の納入先(乙または商品供給者所定の納入場所の基準を満たすことを要する)に、乙または商品供給者所定の手続および配送方式に従い納入されるものとします。
- 2.乙は、個別契約の納入予定日に商品を納入できるよう合理的な努力をするものとします。万一納入予定日に商品を納入できないこ

とが明らかとなったときは、乙は遅滞なくその旨を甲に通知し、誠意をもってこれに対処するものとします。

- 3.商品について品違い、数量の不足または外観上の汚損、破損その他の瑕疵や相違があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙は当該通知を受けたときは、速やかに瑕疵や相違等の解消に努めるものとします。
- 4.商品納入後の据付け・設置・稼動確認等の作業については、商品固有の指定または甲乙間で別段の定めある場合を除き、原則として甲の負担とします。

第5条 (危険負担)

商品に関する危険負担は、納入をもって乙から甲に移転するものとします。

第6条 (所有権の移転)

甲乙間の商品売買契約が有効に成立した場合において商品の所有権は、商品に関する各種料金、費用およびこれに対する租税公課が完済されたときに、乙から甲に移転するものとします。

第7条 (知的財産権)

商品中に含まれる知的財産権(ノウハウ、アイデア、コンセプト等を含む)は、第6条の所有権移転の対象とはなりません。それらの権利の扱い、保証範囲、使用上の条件等については、商品添付の保証書、取扱い説明書、使用許諾契約書、使用条件指示書、利用規約その他類似の書面の記載(データ等による表示を含む)に従うものとします。

第8条 (保証および瑕疵担保責任)

乙が甲に提供する商品に関する保証は、瑕疵担保責任も含め、商品所定の保証条件に従った修復または交換等が全てとします。なお附帯サービスについては、別段の定めない限り、保証期間は1ヶ月間とします。

第9条 (商品の回収)

甲が本契約または個別契約上の甲の義務を履行しないときまたはその恐れがあると認められる相当な理由があるとき、乙は他の救済手段に加え甲に通知することなく納入商品を回収し、費用の一切を甲に請求することができるものとします。

第10条 (請求および支払)

- 1.甲乙間において個別契約が成立したときは、甲は商品ないしサービスの料金等およびこれに対する租税公課を、個別契約の定めまたは乙からの請求書に従い、原則として乙の指定する銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとします。なお振込手数料は甲の負担とします。

2. 甲が支払期日までに前項の支払いをなさないときは、乙は次の措置のいずれかまたは全部をとることができるものとします。

- (1) 商品の受注停止、納入停止。
- (2) 第9条に定める商品の回収。
- (3) 本契約および個別契約の解除、またはその他の法的手段の実施。

第11条（機密情報）

1. 甲および乙は、本契約または個別契約に関し知り得た相手方またはその顧客の営業秘密（不正競争防止法の定義による）に該当する情報を機密として保持し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約および個別契約の有効期間中およびその終了後も、第三者（乙の業務委託先を除く）に開示、漏洩してはならないものとします。ただし次の情報については別とします。

- (1) 知り得た時点で、守秘義務を負うことなく既に保有している情報。
- (2) 本契約または個別契約に違反することなく、受領の前後を問わず公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から取得した情報。
- (4) 本契約または個別契約とは無関係に、独自に開発した情報。
- (5) 開示者が、守秘義務を負わせることなく第三者に開示した情報。

2. 監督官庁の要求もしくは法令に基づき、開示義務を負う情報については、前項の限りではないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

前条第1項に定める「機密情報」に該当するか否かに関らず、乙は、甲から特定の上明示して預託された個人情報を、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、また「個人情報の保護に関する法律」の定めにより必要な安全管理措置を講ずるものとします。

第13条（責任の制限）

1. 本契約または個別契約の履行に関し乙が負う損害賠償責任は、強行法規または本契約に別段の定めある場合を除き、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不法行為その他請求原因のいかんに関らず本条の定めに従うものとします。
2. 乙は、乙の責に帰すべき事由の直接の結果として現実に発生した通常の損害についてのみ、損害賠償責任を負うものとします。
3. 乙が負う損害賠償の総額は、損害発生の原因となった個別商品の料金額（期間をもって料金が定められるものについては1年分を上限とする）を限度とするものとします。
4. 乙は、次の損害についてはいかなる場合にも責任を負わないものとします。

- (1) 特別な事情による損害、逸失利益、間接的損害。
- (2) 損害賠償請求の原因が、乙の責に帰すべき事由に直接的に起因する場合を除く、第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害。
- (3) データおよびプログラム等の無体物に対する損害。

第14条（供給者責任）

乙が甲に提供する商品その他の納入物に関し、その製造者（製造物責任法の定義に従う）ならびにその直接または間接の子会社、親会社、関連会社および関係会社が負う責任は、製造物責任法に基づく責任も含め次のものみに限られるものとします。

- (1) 商品所定の保証条件に従った修復または交換。
- (2) 商品およびその他の納入物の欠陥（全ての品質不良をいう）から甲または正当な権限を有する利用者に生じた、人身に対する直

接損害または有体物に対する現に発生した直接損害に対する賠償。

第15条（輸出関連法令の遵守）

甲は、乙から納入された商品を輸出する場合には、外国為替および外国貿易法、その他日本国または諸外国の輸出関連法令を遵守し、所定の手続きをとるものとします。なお、乙は、輸出された商品に対し日本国外においては、一切の保証ないし責任を負わないものとします。

第16条（解除および期限の利益の喪失）

1. 甲あるいは乙が以下の各号の事由のいずれかに該当したとき、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本契約および個別契約を解除することができるものとします。その際、併せて損害賠償の請求をすることもできる他、乙が甲に対し第9条所定の手続きをとることもできるものとします。

- (1) 本契約または個別契約上の各義務に違反し、相手方から相当の期間を定めてその是正を求められるもなお是正しないとき。
- (2) 仮差押、差押、もしくは競売の申請、破産、民事再生もしくは会社更生の申立てを受けあるいは自ら申立てたときまたは清算に入ったとき。
- (3) 営業の全部譲渡、営業の廃止、あるいは変更または合併による解散をし、もしくはその決議をしたとき。
- (4) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき。
- (5) 支払いを停止したときまたは支払い不能に陥ったとき。
- (6) 手形を不渡りとしたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (8) その他前各号に準ずるような、本契約または個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

2. 甲または乙に前項各号の事由のいずれかが生じたときは、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに残債務全てを弁済することを要するものとします。

3. 商品売買契約の成立後であっても商品が納入されるまでの間は、甲は未納入の商品について個別契約を解除することができるものとします。ただしこの場合乙は甲に対し、違約罰として解除された商品の料金の30%相当額を請求することができるものとします。

第17条（権利移転の禁止）

甲は、購入した商品または本契約または個別契約に基づき取得する権利を、乙の書面による承諾なくして、第三者に譲渡もしくは移転あるいは再販してはならないものとします。ただし甲の子会社または関係会社における自己使用を目的とする場合の商品転売については、乙への通知をもって足りるものとします。なお、乙以外の者から使用者に対し使用者を特定してライセンスされる商品について乙の承諾なく再販等を行ったときは、乙は直ちに本契約および個別契約を解除し、甲に対し損害の賠償を求めることができるものとします。

第18条（その他）

1. 個別契約におけるリース会社は、甲乙合意のうえ変更することができるものとします。なおリース会社が未定の場合は、甲は速やかにこれを決定することを要するものとします。
2. 別段の定めある場合を除き、商品の選択、使用およびその使用結果については、甲自らの判断と責任によるものとします。
3. 強行法規に別段の定めある場合を除き、原因となった行為の発生

から2年を経過したときは、本契約または個別契約から生ずる相手方に対する請求権は消滅するものとします。

4.本契約の各条項に関し補足説明や特別な定めをするときは、「備考」欄に記載するものとします。備考欄の記載と本契約上のその他の記載が矛盾するときは、備考欄の記載が優先するものとします。

第19条（合意管轄）

本契約または個別契約に関し甲乙間で訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。